

大石田町立

歷史民俗資料館史料集 第十集

最上川舟運史料Ⅱ

「武州江戸淺草前御年貢納方ニ付定」・「大石田中揚一件願書」他

文化元年子九月

舟方勘定取調書

一 漢書百拾文

一 漢書百拾文

一 漢書百拾文

漢書百拾文
漢書百拾文
漢書百拾文
漢書百拾文

漢書百拾文

漢書百拾文

漢書百拾文

漢書百拾文

漢書百拾文

漢書百拾文

漢書百拾文

漢書百拾文

監修のことば

日本の河川舟運は、江戸時代に最も発達した。しかし河川舟運に関する史料は、大川川の場合も意外と少ない。河川舟運の条件を大別すると、一つは、その河川が上流から河口まで川船の就航が可能であったかどうか、もう一つは流域の領主的な支配形態による違いである。つまり大藩が流域を支配している場合は、川船のほとんどが藩の船であったり、舟運の制度も固定的であったので、変化が少なく史料も少ないのが普通である。

これに対して最上川舟運に関する史料は多く、東北だけでなく全国的にも注目されている。それは周知のように、最上川流域には江戸初期から、幕領と諸藩が錯綜し、その後も変化が激しかったこと、とくに中流部に当る村山地方では、江戸後期になると「郡中議定」による流通統制が図られ、川船の主流は一貫して民間の町船であったということである。川船による輸送物資の中心である幕府および諸藩の年貢米、つまり廻米には一定の制度があったが、町船の所有者、またその運営は、時代とともに変化をみた。これが最上川舟運史料の多い理由であり、またそれが、流域の発展とも深い関係をもっていたということも重要である。

江戸期の大石田河岸にもいくつかの画期があった。元禄期の繁栄、川船差配役請負の時代、そして川船役所と新しい船会所併設後の後期の発展などであるが、各時期に特徴的な問題も発生している。本集に収録した最上川舟運史料は前集に続くものであるが、とくに江戸後期の川船運営にかかわる基本的な史料を中心に取り上げた。

収録した主な史料の第一は、大石田河岸の転換期である天明・寛政初年の大石田中揚げ問題をめぐる史料およびその後の川船会所の運営に関する史料である。大石田中揚げ問屋の設置は、それまでの川船差配請負制の混乱に対して出さ

れた要求であつたが、上郷地域にはそれに反対する運動も強かつた。その結果はこれまでの請負差配は廃止したが、それに代つて出来たのは、寛政四年（一七九二）の幕府直営の大石田川船役所である。これには多分に幕府の廻米政策を中心とした一方的な意図が含まれていたとみられるが、大石田中揚げ要求、また総船持にも配慮したものであつた。それは船持惣代制（船会所）となつて表われる。しかしこの船会所の運営にもいろいろな問題が起つている。史料二、三は、これらの事情を明らかにする具体的な一連の史料である。

主な史料の第二は史料四、六で、最上船の船会所運営に関するものである。最上川の本流を就航する川船は、最上船と酒田船に分れるが、民間の町船といつても、個々の船持の経営のほか、船方全体の運営と経理が必要であつた。公認の川船は、幕府・藩の廻米とともに商人荷物を運ぶが、とくに廻米輸送のために一定の船数が必要である。江戸後期になると川船数が減少しがちであつた。船会所は廻米輸送の維持と安全を図るために、川船全体の問題としてその諸経費の調整を行ったが、これらの史料はその実態と動向を知る好史料である。

その他本史料集には、廻米の海上輸送や旅人の大石田出立の史料なども収録したが、利用にあたっては、史料を解説された小山義雄氏の卷末の解説を参考にさせていただきたい。なお本史料の翻刻にあたっては、史料所蔵者の山形大学附属図書館、大石田町戸田築一氏・星川憲一氏に多大のご便宜をいただいた。ここに改めて関係の皆様へ厚くお礼を申しあげたい。

平成十七年二月

凡 例

一 この史料集は、山形大学附属図書館所蔵の大石田二藤部文書、戸田榮一氏所蔵の戸田安右衛門家文書、星川憲一氏所蔵の駒籠村星川仁右衛門家文書等本町に關係の深い史料を収録し、第十集「最上川舟運關係史料Ⅱ」とした。収録した文書は三十二点、享保九年から明治五年までに及ぶ。

二 史料の収録にあたり、原本の形式をのこすようにつとめた。但し読者の便をはかるため、原本の意味を損じない程度に次のように扱った。

- (1) 漢字は概ね常用漢字を使用した。常用漢字にないものについては、原本のままとした。
- (2) 史料本文中に、読点「。」と並列点「・」を加えた。
- (3) 変体仮名は普通の平仮名に改めた。但し、助詞に使用される者・江・哉・歎・而・而比・与およびテ・ニ・ヲ・ハ・ハ等は原本のままとし、小活字とした。
- (4) 闕字・平出はこれを無視して続けて書いた。
- (5) 原文の用字が必ずしも正当でない場合でも、当時一般に通用していたものには、一々傍註しなかった。
- (6) 傍註に(カ)の字を加えたのは、断定をさし控えたものである。また文意の通じ難い箇所、もしくは原文のままに従ったことを示す場合は(ママ)と傍註した。
- (7) 破損などで判読不能な箇所は とした。

三 卷末に解説を加えた。

四 翻字および解説は小山義雄があつた。

目次

大石田町立歴史民俗資料館史料集 第十集

口 絵

監修のことば

山形大学名誉教授
横山昭男

凡 例

史 料

一、廻米海上輸送

1	武州江戸浅草前御年貢納方ニ付定	享保九年	1
2	卯御城米四ヶ領御米高寄帳	享保二十年	5
3	卯春御城米ニ付四ヶ領割合帳	享保二十年	24
4	秋田能代浜田浜ニ而破船浦状写	文政十一年	27

二、船方役人出入

1	乍恐以書付御願奉申上候 〈川船方役所手代横領問題〉	文化十二年	30
2	船方割返錢支払ニ付願 〈仮惣代不正問題〉	文化十三年	32
3	乍恐以書付奉願上候 〈仮惣代不正問題〉	文政七年	34
4	乍恐以別紙書付奉願上候 〈仮惣代不正問題〉	文政九年	36
5	乍恐以書付御願奉申上候 〈横領出入問題〉	文政九年	36
6	乍恐以書付奉願上候 〈仮惣代罷免問題〉	文政九年	41
7	差上申一礼之事 〈船持惣代選出届〉	文政十年	43
8	乍恐以書付御届奉申上候 〈船持惣代選出届〉	文政十年	44
9	舟方儀定書 〈仮惣代取替証文〉	文政十二年	45
10	乍恐以書付奉願上候 〈大石田河岸冥加永〉	嘉永七年	47

一、御年貢米不吟味ニ候得者、納米ニ難成早竟村方之費ニ成候条、村々ニ而御米拵入念計立、貫目等をもとくと改候ハ、納之節過分之差米無之咎ニ候、此段村々江被申渡、御米拵入念させ可被申候、其上ニ而過分之差米有之候節者、船中ニ而猥成儀可有之哉委細可逐吟味候、尤御米拵ニ付村々へ被差越候手代等賄賂之儀も有之候得者、急度訴出候様ニ可被申渡候

一、御米船中ニおいて波懸り候故之色替り、又者沢手米も成候、依之二重表上を一重くるみ候ハ、沢手米も無之、納之節掛咎賃も減可申候哉、此段も各勘弁之上為申聞、得心之村々存寄申候もの有之候ハ、可被相達候、納米江掛咎掛候者ニ付、於村々

庭等之賃錢過分之不同有之候、是等之儀も各被申合遂吟味、何連之納も右之類者一樣ニ直段安置可被申聞候右之通可被相心得候、自今ハ納之節差米并升目改候もの之賃錢等ハ相止、納之日数減候得者、米番賃納名主・上乘等之旅籠賃掛咎掛納品々賃錢相減積ニ候、被遂吟味納

入用帳相極、村々ニ而割合石高程出候哉、折節被遂吟味、相違之儀者訴出候様ニ村々江可被申渡候、且又御藏奉行納方□□、又者不行届儀も有之候ハ、拵寄被申達品ニ□□可被申聞候、各方之儀も右同様ニ相心得、米納相濟候以後、百姓無益ニ致逗留候ハ、其段申聞候様御藏奉行江も申渡候、尤此書付候而村々江相廻シ大小之百姓得心有之様ニ可被致候 已上

辰十一月

右之通御書付出候間、写遣之候村々大小之百姓へ為読□□御廻米入念候様ニ可相心得候、尤御書付之儀ニ付存寄候之者有之者其旨以書付役所江可相訴候、向後村々納方之儀ニ付手代米拵等吟味之節、賄賂致候者於有之者、急度可申付候条可得其意候、此書付村々大小之百姓拜見之上、村下名主組頭令印形、留り役所へ可相返者也

辰十二月

小野惣左衛門 印

五、出船・旅人

1 出船立会帳

天保二年

80

2 旅人取調帳

天保六・七年

94

六、船方會計

1 舟方勘定取調書

文化元年

102

2 最上船方諸入用明細書上帳

文化四年

105

3 御手船方御入用請取書上帳

天保九年

108

解 說 大石田町文化財保護専門員 小山 義 雄 117